

事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金（交付申請用）チェックシート

申請者

提出者

受付

提出前にチェックしてください▼

(ア) 補助金交付申請書【様式第1号】		申請者	市
1	申請者の印（法人の場合は代表者印）が押印されている（ゴム・スタンプ印は不可）。		
2	必要事項が全て記入されている。		
3	正しい補助金交付申請額が記入されている。		
(イ) 事業計画書【様式第2号】			
1	必要事項が全て記入されている。		
2	「1 申請者の概要」が正しく記入されている（（サ）法人の登記事項証明書等で確認）。		
3	中小企業の場合、「資本金又は出資金額」又は「従業員数」が中小企業者の基準を満たしている。		
4	「設備の導入等を行う物件」が正しく記入されている。（廿日市市内であること。）		
5	「契約予定日」が申請日以降（申請日から1か月後を目安）の日付となっている		
6	「完了予定日」に、令和7年12月31日以前の日付が記入されている。		
7	「導入等を予定する設備の内容」にチェックされている。		
8	「二酸化炭素排出削減量」が記入されている（（エ）導入計画書等と相違ないか確認）。		
(ウ) 収支予算書【様式第3号】			
1	必要事項が全て記入されている。		
2	「1 収入内訳」と「2 支出内訳」の合計金額が一致している。		
3	「補助金申請額」が正しく記入されている。		
4	補助対象経費が正しく記入されている（（カ）見積書等で確認）。		
(エ) 導入計画書【様式第4号】			
1	導入する設備の□に✓し、それぞれ必要事項が全て記入されている。		
2	計画の内容と（カ）見積書、（キ）仕様書などの内容が相違していない。		
3	（創エネ設備の場合）想定発電・消費電力が記載され、自家消費量が50%以上である。		
4	（省エネ設備の場合）省CO ₂ 効果が記載されている。		
5	自家消費量や省CO ₂ 効果算定の根拠資料（省エネ診断の写し、シミュレーション結果など）を添付している。		
6	費用効率性が25万円/t-CO ₂ を超えていない。		
(オ) 誓約書兼同意書			
1	日付と所在地・事業所名・代表者名の記載と、代表者印が押印されている。		
(カ) 補助対象事業に係る2者以上の見積書の写し			
1	2者以上の見積書がある。（※少なくとも1者は市内事業者から見積徴取するよう努めること）		
2	見積書の押印がある。		
3	発注者と申請者が一致している。		
4	見積対象施設設名が（イ）事業計画書記載の「設備の導入等を行う物件」と一致している。		
5	見積書の内容が（エ）導入計画書の内容と一致している。		
6	見積書に金額の明細が記載されており、補助対象経費の内訳が確認できる。		
(キ) 導入する設備等の仕様を確認することができる書類			
1	仕様書等の内容が（エ）導入計画書の内容と相違していない。（※仕様書の該当箇所をマーカーなどで明示すること）		
(ク) 設備の導入等を行う物件の概略図			
1	建築物の平面図、断面図等に、既存の設備が設置されている箇所及び導入等を行う箇所を明記している。		
2	（創エネルギー設備の場合）単線結線図、システム系統図などが添付されている。		
(ケ) 設備の導入等を行う物件の現況写真			
1	設備の導入等を行う設備の近景（内部）のカラー写真を設備単位で添付している。		
2	設備の導入等を行う物件の全景（外観）のカラー写真を添付している。		
(コ) 市税等の滞納がないことを証明する書類			
1	証明する書類の納税義務者が申請者と一致している。		
2	証明する書類の発行日が申請日の前3月以内である。		
(サ) 法人の登記事項証明書（法人の場合）			
1	証明書の「商号」、「本店」が申請者の「名称」、「所在地」と一致している。		
2	証明書の発行日が申請日の前3月以内である。		
(シ) 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し（個人の場合）			
1	届出書の「名前」、「事業所」が申請者の「名称」、「所在地」と一致している。		
2	届出書の「事業所」が廿日市市内にある。		
(ス) 承諾書（物件の所有者が申請者と異なる他にある場合）			
1	承諾者の印が押印されている（ゴム・スタンプ印は不可）。		
2	必要事項が全て記入されている。		
3	物件の所有者・共有者全員分の承諾書がある。		
(セ) 口座振替依頼書（市に口座登録のない場合）			
1	申請者の印が押印されている（ゴム・スタンプ印は不可）。		
2	必要事項が全て記入されている。		
3	申請者本人名義の口座である。		
(ソ) 委任状（手続を第三者に委任する場合）			
1	必要事項が全て記入され、委任者の印が押印されている（ゴム・スタンプ印は不可）。		
2	受任者は個人である（事業者への委任は不可）。		
【以下、創エネルギー設備（太陽光発電設備及び蓄電池）のリース導入の場合のみ】			
(タ) リース契約書の案（リースの場合）			
1	補助金相当分がリース料金から控除されていることがわかる。		
2	リース期間が法定耐用年数期間を超えている。（法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保されている。）		
3	（法人の場合）（オ）・（コ）・（サ）について、リース会社と市内事業者それぞれのものがある。		
4	（個人事業主の場合）（オ）・（コ）・（シ）について、リース会社と市内事業者それぞれのものがある。		
(チ) 蓄電池仕様確認チェックシート（家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh未満）を設置する場合）			
1	すべての項目にチェックがされている。		
(ツ) 蓄電システム価格に関する誓約書（蓄電池価格が12万5千円/kWh（業務用の場合は11万9千円/kWh）を超える場合）			
1	日付と所在地・事業所名・代表者名の記載と、代表者印が押印されている。		